

ボランティアグループ育成・助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ボランティア市民活動の推進を図る為に市内のボランティアグループ及び市民活動団体（以下、「グループ」という）に対し、活動助成を行うことを目的とする。

(事業内容)

第2条 この事業で行う事業は、次の通りとする。

- (1) グループ活動助成（除く地域ミニデイ活動グループ）
- (2) ボランティア養成・育成講座

(助成対象)

第3条 前条1号に規定するグループ活動助成の対象は、朝来市ボランティア市民活動センターに登録のグループとする。

(講座の内容)

第4条 第2条2号に規定するボランティア養成・育成講座の内容は、次の通りとする。

- (1) ボランティア基礎講座（ボランティア活動について、ボランティア市民活動センターについてなど）
- (2) テーマ別ボランティア講座（心得・見守り・災害など）
- (3) 福祉機器体験講座（車いす等高齢者、障がい者疑似体験など）

(助成交付要件及び助成額)

第5条 助成金の交付要件及び金額については、次の通りに定める。

- (1) 構成員が3名以上のグループで、当該年度の活動実績回数に応じて次のとおり交付する。

| | | |
|---|---------|-----------------|
| ア | 12回以上 | 30,000円を上限に交付する |
| イ | 8回から11回 | 20,000円を上限に交付する |
| ウ | 4回から7回 | 10,000円を上限に交付する |

(申請及び決定)

第6条 グループ活動助成を利用しようとするグループは、前もって申請書（様式第1号）を朝来市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に提出するものとする。社協は、申請書を精査した上で、速やかに助成の可否について

決定し申請者に連絡するものとする。

(助成金の交付)

第7条 社協は、前条に基づく申請を受理したときは、必要な審査を行い、予算の範囲において助成額をボランティアグループ育成助成金選考結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

また、育成助成の交付を受けた初年度から通算5年を経過したグループは、概ね育成が終了したとみなし順次助成を終了する。

(報告書の提出)

第8条 助成金の交付決定を受けたグループは、事業が完了したとき又は当該年度の2月末までに報告書(様式第3号)を社協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 社協は、助成を交付決定後、速やかに交付決定額の半額をグループへ交付する。なお、残額については、グループから報告書の提出を受け、活動内容及び実績を精査した後に交付する。

(交付決定の取り消し)

第10条 社協会長(以下「会長」という。)は、助成金の交付決定を受けたグループが次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

2 会長は、前項に基づいて取り消しの決定を行なった場合には、その旨をボランティアグループ育成助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金返還)

第11条 会長は、前条第1項の取り消しを決定した場合において、既に助成金が交付されているときはその返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。
1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
1. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
1. この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

ボランティアグループ育成助成金対象経費一覧表

対象経費・・・ボランティア活動を行うために必要な費用（お金）のことで、ボランティア活動を行うのに実際にかかった費用、または準備にかかる費用、ボランティア活動がボランティア先の対象者（参加者など）へ直接関係する（影響する）費用のこと

| 対象経費（科目） | 内容 |
|----------|---|
| 交通費 | 活動先または活動に必要な資器材購入のための電車及びバス等公共交通機関の乗車賃、自動車等に係る燃料費（ガソリン代など） |
| 郵送費・運搬費 | ボランティア活動に関する切手・はがき代、材料及び器材等の運送料 |
| 消耗品費 | 事務用品（ノート、鉛筆、封筒、用紙、カセットテープ等）等の購入費、暖房器具の燃料代（灯油代など）、紙芝居の制作や小物作り等の費用、写真代、飾り付けの費用 |
| 印刷製本費 | 資料及びチラシ等の印刷費（コピーも含む）および製本費 |
| 会場等借上費 | 活動の会場となる施設（水道光熱費を含む）の使用料、器材やDVD等のレンタル代、バスの借上げ賃など |
| 食料費 | 食材購入費、弁当代等 活動中、活動終了後の休憩時におけるボランティアグループメンバーの茶菓代 |
| 教養娯楽費 | 教養施設等への入場料、または活動に直接必要となる書籍（季刊誌、専門誌の講読など）の購入費用 |
| 講師謝金 | 研修会・講習会等に係る講師等への謝金（1日につき、1人1万円までが対象） ※ボランティアグループのメンバーのみを対象とする研修会、講習会等や、講師がボランティアグループのメンバーである場合は対象外 |
| 研修会等参加費 | ボランティアグループのメンバーの知識、技能の向上を目的に、他の団体が実施する研修会、講習会等に参加する場合の参加費 ※スポーツ大会などの参加費は、対象外 |

| | |
|---------------|---|
| 備品購入費・ 修理費 | 備品購入費は、ボランティア活動に関係する備品の購入市からの補助を受けているグループは、充当出来ない 修理費は、ボランティア活動に関係する備品の修理に必要な費用を対象 |
| 保険料・掛金 | ボランティア市民活動災害共済、ボランティア活動行事用保険等、ボランティア活動に関係する保険料や掛金（合計5千円までを対象とする） ※自治活動保険、建物共済保険等は対象外 |

※申請書又は報告書への記載時には、税込の金額でお願いします。

※ボランティア活動に直接必要な費用で、上記以外の科目の支出については、5千円までを対象とします。

※報告書には対象経費の領収書の写しと活動2回程度の様子がわかる写真の添付が必要となります。

対象外経費一覧

対象外経費・・・ボランティア活動がボランティア先の対象者（参加者など）へ、直接関係しない（影響しない）費用のこと。

| 対象外経費（科目） | 内容 |
|-----------|---------------------------------------|
| 寄付金・会費等 | 他者・他団体に対する寄付金、資金援助、負担金、協賛金、会費、景品、贈答品等 |

